

貸渡約款

1. [第1章／総則](#)
 2. [第2章／予約](#)
 3. [第3章／貸渡し](#)
 4. [第4章／使用](#)
 5. [第5章／返還](#)
 6. [第6章／故障、事故、盗難時の措置](#)
 7. [第7章／賠償及び補償](#)
 8. [第8章／貸渡契約の解除](#)
 9. [第9章／個人情報](#)
 10. [第10章／雑則](#)
 11. [附則](#)
-

第1章／総則

第1条（約款の適用）

- 当社は、この約款及び第40条に基づくこの約款の細則（以下あわせて「約款等」といいます。）の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人は約款等を理解し承諾したうえでこれを借り受けるものとし、借受人は、第8条第3項により、借受人と異なる運転者を指定した場合は、その運転者に約款等の運転者に係る部分を周知し、遵守させるものとし、なお、約款等に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとし、
- 2 当社は、約款等の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款等に優先するものとし、

第2章／ 予 約

第2条（予約の申込み）

- 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。なお、マイクロバスについては、運行区間又は行先、利用者人数及び使用目的も借受条件として明示して予約の申込みを行うものとします。
- 2 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

第3条（予約の変更）

- 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条（予約の取消し等）

- 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。
- 2 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。
- 3 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
- 4 当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。
- 5 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責めにもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第5条（代替レンタカー）

- 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。
- 2 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。
- 3 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。
- 4 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責めに帰する事由によるときには第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。
- 5 第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責めに帰さない事由によるときには第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第6条（免責）

- 当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについて、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第7条（予約業務の代行）

- 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」といいます。）において予約の申込みをすることができます。
- 2 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとします。

第3章／ 貸 渡 し

第8条（貸渡契約の締結）

- 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない

場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

- 2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。
- 3 当社は、監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとします。
- （注1）監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号 平成7年6月13日）の2. (10)及び(11)のことをいいます。
- （注2）運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。
- 4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに当社が指定する補助書類の提示を求め、及び提示された書類の写しをとることがあります。
- 5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。
- 6 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することがあります。
- 7 借受人は契約後の借受期間の延長はできないものとします。

第9条（貸渡契約の締結の拒絶）

- 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。
- （1）貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
- （2）酒気を帯びていると認められるとき。
- （3）麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- （4）チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。

- (5) 暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- 2 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
 - (1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
 - (2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金その他の当社に対する債務の支払いを滞納した事実があるとき。
 - (3) 過去の貸渡しにおいて、第17条に掲げる行為があったとき。
 - (4) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第18条第6項又は第25条第1項に掲げる行為があったとき。
 - (5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
 - (6) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言辞を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。
 - (7) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
 - (8) 別に明示する条件を満たしていないとき。
 - (9) その他、当社が適当でないと認めたとき。
- 3 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第10条（貸渡契約の成立等）

- 貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
- 2 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

第11条（貸渡料金）

- 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。

基本料金、乗捨手数料、免責補償制度加入料、オプション料金、燃料代、配車引取料、その他の料金

- 2 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長（兵庫県にあっては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第14条第1項においても同じとします。）に届け出て実施している料金によるものとしします。
- 3 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金をとを比較して低い貸渡料金によるものとしします。
- 4 貸渡料金については細則で定めるものとしします。

第12条（借受条件の変更）

- 借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとしします。
- 2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第13条（点検整備及び確認）

- 当社は、道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとしします。
- 2 当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとしします。
- 3 借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとしします。
- 4 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとしします。

第14条（貸渡証の交付、携帯等）

- 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。）により借受人に交付するものとしします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携行（電磁的記録による携行を含みます。）しなければならないものとしします。

- 3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第4章／ 使用

第15条（管理責任など）

- 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
- 2 借受人又は運転者が使用中に高速道路等の有料道路、有料駐車場、その他の有料サービスを利用したときは、借受人又は運転者はその利用料金等を自らの責任において、その有料サービスを提供する者に支払うものとします。
- 3 当社が前項の有料サービスを提供する者から、利用料金等の未払いなどを理由にレンタカーの自動車登録番号と日時を特定して、その時の借受人の個人情報の開示請求を受けた場合、当社が借受人の個人情報をその請求者に提供することを、借受人は同意するものとします。

第16条（日常点検整備）

- 借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第17条（禁止行為）

- 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
- （1）当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- （2）レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
- （3）レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- （4）レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- （5）当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- (8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (9) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。
- 2 借受人、運転者若しくはその関係者は、当社の承諾なく当社の事務所、当社の営業店舗若しくは当社の敷地等を、内外から撮影、録音若しくは録画又はその画像、音声若しくは映像のSNS等への投稿、配信若しくは生配信等の行為をしてはならないものとします。

第18条（違法駐車の場合の措置等）

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。
- 2 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
- 3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
- 4 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
- 5 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」

といひます。)を請求するものとします。この場合、借受人は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

- (1) 放置違反金相当額
- (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
- (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
- 6 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム(以下「全レ協システム」といひます。)に登録する等の措置をとるものとし、借受人はこれに同意するものとします。
- 7 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人から、当社が別に定める額の駐車違反金(次項において「駐車違反金」といひます。)を申し受けることができるものとします。
- 8 第6項の規定にかかわらず、当社が借受人から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の額の全額を受領したときは、当社は第6項に規定する全レ協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。
- 9 借受人が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人に返還するものとします。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。
- 10 第6項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

第19条 (GPS機能)

- 借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム(以下「GPS機能」といひます。)が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。
- (1) 貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
- (2) 第25条第1項に該当したとき、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。

- (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。
- 2 借受人及び運転者は、前項のGPS機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第20条（ドライブレコーダー）

- 借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。
 - (1) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
 - (2) レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
 - (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。
- 2 借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第5章／ 返 還

第21条（返還責任）

- 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。
- 2 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。
- 3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責めを負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第 22 条（返還時の確認等）

- 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。

第 23 条（借受期間変更時の貸渡料金）

- 借受人は、第 1 2 条第 1 項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

第 24 条（返還場所等）

- 借受人は、第 1 2 条第 1 項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
- 2 借受人は、第 1 2 条第 1 項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。
返還場所変更違約料 = 返還場所の変更によって必要となる回送のための費用 × 200%

第 25 条（不返還となった場合の措置）

- 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し不返還被害報告をするとともに、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとし、借受人はこれに同意するものとします。
- 2 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への間取り調査や GPS 機能の作動等を含む必要な措置をとるものとします。
- 3 第 1 項に該当することとなった場合、借受人は、当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章／故障、事故、盗難時の措置

第26条（故障発見時の措置）

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第27条（事故発生時の措置）

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - （1）直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - （2）前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - （3）事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
 - （4）事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
- 2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
- 3 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
- 4 当社は、事故等発生時の状況を確認することを目的として、ドライブレコーダーが装着されている車両について、衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。
- 5 当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

第28条（盗難発生時の措置）

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
 - （1）直ちに最寄の警察に通報すること。
 - （2）直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - （3）盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第 29 条 (使用不能による貸渡契約の終了)

- 使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
- 2 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第 3 項又は第 5 項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
- 3 故障等が貸渡し前に存した欠陥・不具合その他レンタカーが借受条件に適合していないことに起因する場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第 5 条第 2 項を準用するものとします。
- 4 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
- 5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 6 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。ただし、故障等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。

第 7 章 / 賠償及び補償

第 30 条 (賠償及び営業補償)

- 借受人は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者が当社のレンタカーに損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者の責めに帰することができない事由による場合を除きます。
- 2 前項により借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとします。
- 3 借受人又は運転者は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第 31 条 (保険及び補償)

- 借受人が前条第 1 項又は第 3 項の賠償責任を負うとき及び運転者が前条第 3 項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約又は当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。
 - (1) 対人補償 無制限 (自動車損害賠償責任保険を含む)
 - (2) 対物補償 1 事故限度額 3,000 万円 (免責金額 5 万円)
 - (3) 車両補償 1 事故限度額時価額
- (免責金額 5 万円、ただし、S-D クラス以上・X-C クラス以上・O-B クラス以上の乗用車、Y-C クラス、T-D クラス以上・R-D クラス以上のトラック、マイクロバスは 10 万円)
- (4) 人身傷害補償 1 事故限度額 3,000 万円×定員、1 名限度額 3,000 万円
- 2 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第 1 項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 3 貸渡約款に違反した場合には、第 1 項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 4 保険金又は補償金が支払われない損害及び第 1 項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。なお、特約により第 1 項の限度額を変更した場合は、特約で定めた限度額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 2 条に基づき激甚災害と指定された災害(以下「激甚災害」といいます。)による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することを要しないものとします。
- 5 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
- 6 第 1 項第 2 号又は第 3 号に定める保険金又は補償金の免責金額に相当する損害については、特約をした場合を除いて借受人又は運転者の負担とします。

第 8 章 / 貸渡契約の解除

第 32 条 (貸渡契約の解除)

- 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレン

タカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから解除までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

- 2 借受人は、前項の解除に該当したときは、当社に生じた損害を支払うものとします。

第 33 条 (中途解約)

- 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、別途定める規定に該当するときを除き、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 2 借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。
中途解約手数料 = { (貸渡契約期間に対応する基本料金) - (貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金) } × 50%

第 9 章 / 個人情報

第 34 条 (個人情報利用目的)

- 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
- (1) 道路運送法第 80 条第 1 項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。
- (2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。
- (3) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。
- (4) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
- (5) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- 2 第 1 項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第 35 条 (個人情報登録及び利用の同意)

- 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとし、
 - (1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
 - (2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
 - (3) 第25条第1項に規定する不返還があったと認められる場合
- 2 運転者が前項第3号に該当する場合は、運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない期間登録され、前項のレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されます。

第 10 章 / 雑 則

第 36 条 (相殺)

- 当社は、この約款に基づく借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとし、

第 37 条 (消費税)

- 借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含みます。）を当社に対して支払うものとし、

第 38 条 (遅延損害金)

- 借受人及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとし、

第 39 条 (邦文約款と英文約款)

- 邦文約款と英文約款の内容に相違があるときは、邦文約款によるものとし、

第 40 条 (細則)

- 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとし、

第 41 条（重要事項の情報提供）

- 当社は借受人に対し、この約款等のうち、借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、当社の保険又は補償制度の内容及び条件並びに借受人が講ずべき故障、事故、盗難時の措置、違法駐車の場合の措置及び返還遅れとなる場合の措置等の重要事項について、貸渡し前に明確かつ平易な表現で情報提供するように努めるものとします。
- 2 借受人は、約款等の内容について理解するよう努めるものとします。

第 42 条（約款等の掲示等）

- 当社は、約款等を以下のいずれかの方法により借受人に対して示します。
- （1）当社の営業店舗において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含みます。）
- （2）ウェブサイト等に見やすいように掲載
- （3）書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。）の提示
- また、当社の発行するパンフレット、料金表等により、約款等の概要を借受人に提供するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第 43 条（約款等の変更）

- 当社は、この約款等を変更することができます。約款等を変更する場合、当社は、当社のホームページに掲載するなど適切な方法で約款等を変更する旨、変更後の約款等の内容及びその効力発生時期を告知するものとします。

第 44 条（準拠法）

- この約款による契約、貸渡し及び貸渡しに付随する全ての行為は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第 45 条（合意管轄裁判所）

- この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。
-

- 附則

本約款は、2023年3月6日から施行します。

2023年3月6日

Sunrise Rent A Car

〒9020066 沖縄県那覇市大道 164-601



CAR RENTAL AGREEMENT

(Please be sure to read and sign the following matters)

1. When returning the car, please fill up the car with gas (Regular gasoline レギュラー ガソリン)
2. When returning the car, please fill up the gas at the nearby gas station before returning the car

If you return the car without refueling, you will be charged 5,500 yen for a 5-seater car when the usage is less than 50%.

A surcharge of 8,000 yen for cars with more than 5 seats. When the fuel consumption exceeds 50%, the above half of the fee*2 will be calculated

3. About returning the car after the time limit

If you do not return the car within the contract time, please contact us in advance

If you return the car beyond the time without contact, you must pay a liquidated damages.

※Liquidated damages: the equivalent price of a day of vehicle rental

An hourly overtime fee of 2,000 yen per hour, and an hourly overtime fee of 3,000 yen for Alpha

4. About returning the car

If you arrive at the company 1 hour before the departure of the plane, the company will not be responsible for missing the plane.

Domestic flight: Please be sure to arrive at the parking 1 hour and 30 minutes before the flight takes off.

International Lines: Please be sure to be at the parking lot at least 2 hours and 30 minutes before flight departure. The company will not compensate for lost items in the car.

5. About insurance and compensation system ※Please refer to the following for details
6. Please purchase additional baby seats according to customer needs. Baby seats are legally obligatory to install

Rental cars cannot be rented out unless the rental car is loaded (applicable to children under the age of 6) Smoking in the car and any hard-to-clean stains in the car have nothing to do with insurance. If smoking in the car or other reasons cause serious stains in the car, a fine of 50,000 yen will be imposed (no smoking in the car)

*Smoke smell, soot, cigarette butts (cigarette butts are packed in jars, plastic bottles), smoke scars, hard to clean stains, etc. if in the car occasions found

After understanding the above instructions, please attach your signature

Year month day _____

Signature Line _____



Sunrise Rent A Car Compensation Packages

→ Super Safety Package 【 ¥ 3,100 / Day 】

This is our most recommended compensation package. It exempts the payment of the Non-Operation Charge (NOC) that needs to be paid in case of an accident. It 's a compensation package that provides various supplementary services for your peace of mind and complete roadside assistance.

→ Safety Package 【 ¥1,600 / Day 】

This package provides compensation for the property damage deductible (JPY 50,000) and the vehicle insurance deductible (JPY 50,000 / JPY 100,000 for Alphard) you need to pay in case of an accident.

Basic fee	Bodily injury compensation	Property damage compensation	Vehicle Damage Compensation	Personal injury compensation	Non-Operation Charge (NOC)	Other sums payable
Super Safety Package JPY 3,100/Day	JPY 0	JPY 0	Sum Payable in Case of an Accident Up to JPY 50,000	JPY 0	JPY 0	flat tire, tire blowout, wheel caps, vehicle accessories is not include in comoensation policy
Safety Package JPY 1,600/Day	JPY 0	JPY 0	Sum Payable in Case of an Accident Up to JPY 50,000	JPY 0	If driveable JPY 50,000 or If undriveable JPY 100,000	

Actual Cost Payable

*In the event that the customer causes an accident or defacement, which requires repairs or cleaning to be made to the vehicle, NOC is the payable sum when the customer is charged a portion of the costs involved in the loss of revenue during the period of repair when the vehicle cannot be used.

*The subscription fees in the table above include tax.

*The price displayed includes 10% VAT.



Compensation Policy Included Services

Bodily injury compensation

Unlimited per person (includes the JPY 30 million from the Compulsory Automobile Liability Insurance)

Property damage compensation

Unlimited per accident Deductible of up to JPY 50,000 in case of an accident

Vehicle insurance

Market rate per accident

JPY 50,000 for all other vehicles in case of an accident (Toyota Alphard, Vellfire is JPY100, 000)

***Punctured or blown-out tires do not apply

Personal injury compensation

Up to JPY 30 million per person

Compensation will be paid when a passenger sustains an injury (including any complications) or die as a result of a traffic accident, regardless of the existence of negligence on the part of the driver. The compensation for damage or loss will be calculated based on the standards stipulated in the insurance contract.

Insurance and compensation policies will not apply in the following circumstances:

When the damage exceeds the compensation limits specified in the chart

When the accident was not reported to the police

When exclusions stipulated in the insurance policy apply

(1) Cost of repairing punctured or blown-out tires*; (2) Loss of hubcaps*; (3) Deliberate accidents (Intentional Act), etc.

When it is clear that the driver was in violation of the Sunrise Rent A Car Terms and Conditions

(1) Driving under the influence of alcohol; (2) Reckless driving; (3) Driving under the influence of drugs; (4) Unauthorized extensions; (5) Vehicle driven by a person not authorized by Times CAR RENTAL, etc.

When there is failure to exercise due diligence

(1) Damage to the vehicle 's internal accessories; (2) Theft when the vehicle was left unlocked; (3) Refueling the vehicle with the wrong type of fuel; (4) Loss of keys; (5) Smoking inside the vehicle (including e-cigarettes and heat-not-burn cigarettes); (6) Other anti-social behavior, etc.a



至尊貴的客人們

(下面事項請務必詳閱並請簽名)

1. 還車時麻煩請把車加滿油 (Regular gasoline レギュラー ガソリン)
2. 還車時請在附近的加油站先加完油在還車
如果未加油還車 會依照使用量低於 50%時 5 座車補 5500 日元，
5 座以上汽車補 8000 日元，燃油使用量超 50%時會依以上一半的費用*2 計算
3. 關於超過時間還車若沒有在契約時間內還車請提前聯繫我們
若沒有聯絡超過時間還車必須付違約金的。 ※違約金:車輛借租一天等同價格
超 1 小時起每小時超時費用 2000 日元，阿爾法每小時超時費用 2500 日元
4. 關於還車
若在飛機出發前 1 小時到達本公司，萬一錯過飛機本公司恕不負責。
國內線:請務必在飛機起飛前 1 小時 30 分來到停車場。
國際線:請務必在飛機起飛前至少 2 小時 30 分來到停車場。
車內忘記東西 失物 本公司不會補償。
5. 關於保險 ※詳細請參考後面
6. 不適用保險賠償制度之案例 ※詳細請參考後面
7. 嬰兒座椅請依客人需要加購 嬰兒座椅在法律上是義務要裝上
若不裝上租車無法借出 (對象 6 歲未滿兒童)

**在車內吸菸和車內任何難清理污損與保險無關. 若在車上吸菸及其他原因導致
車內污損嚴重，罰金 50,000 日幣 (全車禁止吸菸)**

***煙味，煙灰，菸蒂 (菸蒂裝在罐子 寶特瓶) 菸疤，難清潔污損等等在車內
發現的場合**

上述說明了解後請附上簽名

年 月 日 _____

簽名欄 _____



SunRise Rent A Car

日の出レンタカー

日本交通守則事項

- 靠左行駛
- 日本白色虛線代表可轉換車道；黃色實線則不可轉換車道。
- 綠燈轉彎時，不論轉左、轉右，只要有行人過馬路，車輛就一定要停車讓行人先過馬路。
- 高速公路有些路段需收費，如果沒有加裝 ETC 卡，請選擇一般車道，發票機會自動給票，離開時將發票給站務人員結帳即可。
- 高速公路如果要超越前車，要善用追越車道（雙線雙程路段）。
- 行駛自動車道時，進入交流道與匯流轉接系統，容易搞混，建議要事先做足功課，才不會逆向行駛。
- 遇到標誌「止まれ」以及過鐵路時，一定要停車後再開。
- **加油時通常是加一般汽油 レギュラー (Regular)；加滿的日文則是 満タン。**
- 如果是去自動加油的地方，記得在加油之前一定要先按除靜電的按鈕。



關於自助加油

於自助加油站進行加油時，請確認加油燃料的種類（一般、高辛烷值汽油、柴油）是否正確，並在加油後確認燃料有無漏出。

萬一加了錯誤的燃料將會十分危險，請不要發動引擎，立即聯絡租車的營業處。



遇上事故時的 SOP

- 先將車子移到路旁（日本發生車禍時，會為了避免影響車流與二次追撞，會先將車子移到到路旁），移完車後致電 110 通知警方處理。
- 報警時須包括事故地點、受傷人數（狀況）、報案者的姓名與聯絡電話，不會說日文，可以打電話時告知有事故，警方會盡量派可說外語的人員協助，處理完後記得索取事故證明，作為之後的理賠紀錄。
- 打電話 070-4445-7046 回報狀況給我社租車中心，並請協助處理。
- 與我社租車中心的人員確認需要賠償哪些東西，以及保險內容是否能夠理賠。
- 不論是多輕微的車禍，都要先報警，不然無法進行保險理賠，駕駛者就必須承擔相關的費用，並一定要通知保險公司，儘管不懂日文，也可以利用翻譯專線尋求協助（我有可以講中文的緊急服務電話），千萬不要當個失格的旅人，肇事逃逸或是丟下車子。

保險賠償

保險賠償制度

萬一發生事故，需賠償以下額度範圍內的保險金。

對人賠償	每人無限額（含車輛責任險）
對物賠償	每起事故無限額 [**自負額（免責金額）5 萬日圓]
車輛賠償	限額為每起事故車輛時價金額 [**自負額（免責金額）5 萬日圓]
人身傷害賠償	限額為每人 3,000 萬日圓*1

※*1 乘車者因交通事故而受傷時（包括死亡、留下後遺症），無論駕駛人是否存在過失，均支付賠償金額。

（上限 3,000 萬日圓：保險公司將根據保險條款認定賠償金額。）

※【注意】保險不涵蓋或不理賠的損害賠償應由顧客自行負擔。

※【注意】若事故屬於保險條款中的免責事項，將不予賠償保險金。

此外，若無警察開立的事務證明，可能無法支付保險金



• 免責補償制度【 CDW 】

免除事故時對物賠償、車輛賠償等顧客自負額（免責金額）的制度。

免責補償料 1600 日幣每天

• WIDE 尊貴安心免責補償制度（安心保）

免除支付營業損失賠償【 NOC 】

免除租車期間因事故、竊盜、車輛故障等原因導致車輛必須修理或清掃之營業損失賠償。

WIDE 尊貴安心免責補償料（安心保） 1500 日幣每天

租車安心 W 方案（尊貴安心保）免除支付免責補償制度與營業損失賠償（NOC）的套裝新方案。

只要在免責補償制度追加 1500 日圓每天，即可獲得雙倍安心的支援保障

不適用保險賠償制度之案例

- 未向警察備案時（無事故證明時）
- 出發時所告知的駕駛人以外的第三者駕車所導致之事故
- 無照駕駛導致之事故
- 酒後駕車導致之事故 吸食違禁品駕車故意行為從事犯罪行為或逃避合法拘捕
- 違反道路交通管理處罰條例
- 發生事故時已超出預定租車時間且在未聯絡之情況下持續用車時
- 其他違反條款的事項。 例如：將鑰匙置於車內因而遭竊時 **注意：** 保險不涵蓋或不理賠的損害賠償應由顧客自行負擔。
但若是由於客人故意造成的事故、車輛汙損（在禁煙車內吸煙等）、租借條款中規定的禁止事項被認定的情況之下，還是會向您請求營業損失賠償（NOC）。若事故屬於保險條款中的免責事項，將不予賠償保險金。此外，若無警察開立之事故證明，可能無法支付保險金。



不涵蓋在保險賠償制度，其他須由顧客自行承擔之情形

- 1) 爆胎、僅有輪圈遺失或受損
 - 備胎之更換作業，請利用指定產物保險公司之道路救援服務，或由顧客自行更換。
 - 未裝備備胎之車輛爆胎時，請勿使用汽車爆胎修理套組，直接向產物保險公司委託道路救援服務。可使用道路救援服務將車輛拖吊至最近的汽車修理廠等處。（若為產物保險公司之道路救援服務指定條件內則免費）
 - 若不得已需使用汽車爆胎修理套組進行爆胎緊急應變措施時，其汽車爆胎修理套組費用由顧客自行負擔。
 - 更換輪胎時新輪胎費用與遺失輪圈費用須由顧客負擔。若車輪受損將適用營業損失賠償。
- 2) 電池耗盡時的重新發動
 - 電池充電費用與換電池時的商品費由顧客負擔。
- 3) 燃料不足時的補給
 - 補給以 10L 為限，免費次數在 1 次的租車契約以 1 次為限。
- 4) 車子反鎖時的開鎖服務
 - 車內反鎖時一般只可處理鎖筒鎖匙。此外須請顧客負擔。
- 5) 營業損失賠償（NOC）

租車期間若因事故、竊盜、車輛故障、污損等原因，導致車輛必須修理或清掃期間之以下費用應由顧客自行負擔，以賠償營業損失。

車輛可以行駛	歸還預定的店鋪時	20,000 日圓
車輛無法行駛	未歸還預定的店鋪時	50,000 日圓

注意：在車輛可行駛情況下未歸還店鋪（例置於路邊等）將額外收取營業損失賠償 50,000 日圓

SunRise Rent A Car

日の出レンタカー

サンライズレンタカーご利用の同意書

下記、内容をご確認頂き「同意のサイン」をお願い致します。

□基本補償制度について

サンライズレンタカーの車両には下記の補償額を上限とした保険その他の制度による補償が付いております。ただし貸渡約款に違反した事故・警察の事故証明が取得出来ない物、補償制度の上限を超えた補償金は全てお客様のご負担となります。

※免責額とは

補償種類		補償額	免責額
対人補償	1名限度額	無制限	/
対物補償	1事故限度額	無制限	5万円
人身傷害補償	1名限度額	3,000万円	/
車両補償	1事故限度額	時価額	5万円

対物補償・車両補償の補償金を受ける際に必要となるお客様のご負担額です。

免責金額 1,600円(税込)/毎日
安心プラス金額 1,500円(税込)/毎日

お客様の選択 (ご契約時のお支払額)		基本補償 0円			免責補償 1600円			安心補償プラス 1500円		
補償内容		対物免責	車両免責	NOC	対物免責	車両免責	NOC	対物免責	車両免責	NOC
相手のいる 事故 	補償内容	×	×	×	○	○	×	○	○	○
	最大負担額	50,000円	50,000円	50,000円	0円	0円	50,000円	0円	0円	0円
	最大支払額	150,000円			50,000円			0円		
自損事故 / 当て逃げ 	補償内容	×	×	×	○	×	×	○	×	○
	最大負担額	50,000円	50,000円	50,000円	0円	50,000円	50,000円	0円	50,000円	0円
	最大支払額	150,000円			100,000円			50,000円		

爆胎、車輪蓋
丢失或損壞、
車内設備の修
理或更換等、
需客人承擔費
用

その他
トラブル時
ご負担金 ●バンク●バースト●ホイールキャップの紛失、破損
●車内装備の修理、交換 ●遠方へのレッカー移動 など

実費ご請求
たとえば 雪道や砂浜で埋まって
レッカーを要請した場合

実費 お客様負担
になります。

※基本補償は①対人補償無制限(1名につき) ②対物補償無制限/免責額5万円(1事故につき) ③車両補償時価額/免責額5万円(1事故につき) ④人身傷害補償3,000万円(1名につき)です。
※免責補償または免責補償プラスご選択の場合、自損事故/当て逃げによる車両免責額への補償は適用されません。対物免責、車両免責は最大負担額50,000円を上限とした実費となります。※NOC(ノンオペレーションチャージ)は自走不可能となった場合は50,000円、自走して返還された場合は20,000円のご負担になります。※過去に事故歴があり当社が不適当と認めた場合にはご加入いただくことはできません。

□免責補償制度について【任意加入/途中加入・解約不可】

この制度に加入されますと、万一の事故が起きても免責額の支払いが免除されます。

※免許取得 1 年未満・21 歳未満・又は当社が不適当と認めた場合は加入出来ません。

- ・この免責補償制度に加入されますと、1 度目の事故に限り、上記免責額・賠償額のお支払いが免除されます。
- ・2 事故目の事故においては、上記免責額・賠償額のお支払は免除されません。
- ・全損事故又は自走不能な場合はその時点で契約が終了いたします。代車のご用意、返金は対応しかねます。

□休業補償料について【ノンオペレーションチャージ/NOC】

ご利用中の車両に損害等を与えた場合には、損傷の程度に関わらずお客様にご負担頂きます。

- 自走にて予定帰着店舗に返却された場合：20,000 円
 - 自走して予定帰着店舗に返却不可の場合：50,000 円(レッカー費用別途)
- ※以下の場合もノンオペレーションチャージを請求させていただきますのでご了承下さい。
- ・禁煙車両で喫煙した形跡(臭い、灰など)が発見された場合
 - ・当て逃げや車上荒らしなど相手が特定できない事故による車両の損壊
 - ・ベットのシートに直接触れた場合や、各種の汚れ、臭気が車内残存した場合
 - ・被害事故(相手が特定できる借受人の過失割合 0 の事故)の場合は 11,000 円となります。

□駐車違反【放置車両確認証書が取付られていた場合】

発生日より 10 日以内に警察へ出頭し、違反金の納付を行って下さい。

納付されずに返却された場合は駐車違反違約金 25,000 円を車両の返却時に頂きます。

また他人の敷地への迷惑駐車などについても同様とし、諸費用の全額をお支払い頂きます。

□著しい過失・重過失・法令違反による事故について

お客様の著しい過失や重過失、また法令違反による事故が生じた場合は、自動車保険が利用できなくなる他、車両の補修費用の全額を賠償いただくこととなります。そのほか、過失損害金として、著しい過失の場合は 165,000 円、重過失や法令違反の場合は 220,000 円をお支払いいただきます。

□ご利用時間変更【ご利用時間延長】

ご利用契約期間より早期に返却された場合は、未利用期間の料金返金は対応出来ません。

返却時間から 30 分以上遅れた場合は所定の延長料金をお支払い頂きます。 延長料金 2,160 円/1 時間当たり

※返却時間に遅れそうな場合は必ず事前にご連絡下さい。

□返却時燃料給油について

燃料は満タンで貸出致しますので、満タン給油後ご返却下さい。(軽油/ディーゼル満タン)

□ナビゲーションについて

搭載しているナビゲーションのルート表示や時間表示等の差異による損害の責任は負いかねます。

□上記全ての項目について承諾し、貸出条件に関してリードレンタカーへの異議申し立ては行いません。

↑ 年 月 日
確認のチェックを入れて下さい。(利用者ご署名)